

| | | | | |
|--|---|---------------|---------|----------------|
| 担当部署名等 | 総務部危機管理課消防係 | | メールアドレス | kka@inacity.jp |
| 財産名称等 | 物件タイトル いすゞ 消防小型ポンプ積載車 (小型ポンプなし) 走行距離19,045km(1台) | | 予定価格 | 93,500円 |
| | | | 入札保証金 | 9,350円 |
| | | | 売却区分番号 | B-62 |
| 財産の規格等 | 証明書発行日 | 平成11年3月25日 | 自動車登録番号 | 松本88 す6126 |
| | 登録年月日 | 平成11年3月25日 | 初度登録年月 | 平成11年3月 |
| | 自動車の種別 | 普通 | 用途 | 特殊 |
| | 自家用・事業用の別 | 自家用 | 車体の形状 | 消防車 |
| | 車名(メーカー) | いすゞ | 型式 | KG-ASR8F23 |
| | 乗車定員 | 9人 | 車両重量 | 2,290kg |
| | 車両総重量 | 2,785kg | 車台番号 | R8F23600138 |
| | 原動機の型式 | QD32 | 長さ | 499cm |
| | 幅 | 180cm | 高さ | 223cm |
| | 総排気量 | 3.17L | 燃料の種類 | 軽油 |
| | 前前軸重 | 1,220kg | 後後軸重 | 1,070kg |
| | 自動車検査証有効期限 | 令和7年3月24日 | 型式指定番号 | |
| | 類型区分番号 | | ミッション | マニュアル |
| | ハンドル | 右 | 定期点検記録簿 | なし |
| | 車体の色 | 赤 | 走行距離 | 19,045km |
| | 引渡時保管場所住所 | 伊那市下新田3050番地 | 引き渡しの条件 | 現状引き渡し |
| | 財産の状況 | 【詳細説明】 | | |
| <p>1 車両は、動作確認済みです。</p> <p>2 この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。</p> <p>3 車両は、令和7年3月まで地元の消防団で使用していました。</p> <p>4 車両は、ヘコミや擦り傷、錆、塗装の剥がれが多数あります。</p> <p>5 消防団名を消すため、車両の左右側面は赤色で塗装します。ムラ等があります。</p> <p>6 現在、スタッドレスタイヤを装着しています。タイヤの消耗状況は下見会でご確認ください。</p> <p>7 付属品はタイヤ4本です。タイヤの消耗状況は下見会でご確認ください。</p> <p>8 車両全体に付属品や標準でない装備が装着されているかは不明です。</p> <p>9 運転席にある機器等で、車両動作に関係ないものは正常に動作するかどうか分かりません。</p> <p>10 鍵は1個あります。</p> <p>11 車両の取扱説明書があります。</p> <p>12 リサイクル券があります。</p> <p>13 小型ポンプを下ろすゲートが付いていますが、動作は円滑ではありません。</p> <p>14 車両は一時抹消登録予定です。</p> <p>※上記内容は職員の目視によるものです。 ※車両の状況を正確に確認いただくため、下見会に参加してください。下見会の確認をしない場合は、ホームページに掲載している車両写真などの閲覧により、車両の確認をしたものとみなします。 ※撮影時の状況により、実際の車両の色調と写真は異なる場合があります。 ※経年劣化やキズがあります。 ※落札後のクレームは受け付けません。 ※走行距離は下見会により増加することがあります。</p> | | | | |
| 注意事項 | <p>1 入札保証金の納付はクレジットカードのみです。</p> <p>2 本件動産について、第三者の権利等の設定による負担、当該動産の所有者が負担すべき債務等、買受人が引き受けなければならない法的義務については、買受人の負担となり、当市は責任を負担しません。</p> <p>本件動産についての瑕疵担保責任など、本件公売から生ずる一切の責任を当市は負担しません。</p> <p>3 当該動産の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、紛失など当市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。</p> <p>4 売払代金完納後の引渡しに要する費用、保管費用、所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は落札者の負担となります。</p> <p>5 引渡後は、落札者において登録手続きを行い、登録等が完了後速やかに登録書類等の写しを当市に提出しなければなりません。</p> <p>6 落札者は、落札物件の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者へ譲渡することはできません。</p> <p>7 一度引渡された物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。</p> | | | |

財産の写真

